

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年8月20日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

県に表層崩壊と深層崩壊の定義がないにもかかわらず、土砂災害警戒区域等の指定が可能となった根拠文書（行政文書）を開示願います。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年10月20日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年11月2日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県は、表層崩壊と深層崩壊の定義をすることなく、土砂災害警戒区域等の指定を行ったことになる。

国交省告示第35号三は、表層崩壊等により土砂災害のおそれがある土地を指定対象とし、深層崩壊の場合は指定しないと明確に規定している。

広島県が表層崩壊と深層崩壊の定義をしていないとすると、どのような土地が表層崩壊等により土砂災害のおそれがある土地なのか、深層崩壊はどのような崩壊なのかを識別することはできないことになる。

仮に上記のようなことがあれば、広島県の土砂災害警戒区域等の指定は、国交省告示第35号三の規定に違反していることになる。

この国交省告示第35号三の規定に違反していることを隠蔽するには、表層崩壊と深層崩壊の定義がないにもかかわらず、土砂災害警戒区域等の指定が可能となったとする根拠文書（行政文書）は不存在とするしかない。

このため広島県は当該根拠文書は不存在であるとして開示請求を拒否したものと審査請求人は推察する。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 表層崩壊と深層崩壊の定義をすることなく、土砂災害警戒区域等の指定を行うことは不可能である。

このような不合理なことを広島県がするとは考えられない。

万一、このような不合理なことをしていたとすると、それは広島県の行政上、重大な問題であり、これまでの土砂災害警戒区域等の指定は、有効性を失うことを意味する。

こうした疑念を払拭するため審査請求する。

- (2) 弁明書には表層崩壊、深層崩壊の定義がないため、県が説明する表層崩壊、深層崩壊の意味が不明である。

かつて国交省に確認したところ、平成29年3月9日国広情第437号で“告示第35号三にある「表層崩壊」と「深層崩壊」の定義を明記した行政文書は作成または取得しておらず不存在”との回答があった。

すなわち、告示の発行元である国交省も表層崩壊と深層崩壊の定義はしておらず、告示第1119号の表層崩壊の正確な意味は不明。このような状況

で県が土砂災害警戒区域等の指定を行うには、県が独自に表層崩壊と深層崩壊の定義をしておかないと広島県民である〇〇住民からの開示請求に対する県の弁明書の内容を、〇〇住民は正確に理解することはできない。

あらためて、県の表層崩壊と深層崩壊の定義を示していただきたい。

そのうえで警戒区域指定が可能となった根拠文書（行政文書）について検討を行います。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

実施機関は、請求者の開示請求の内容を、「「県に表層崩壊と深層崩壊の定義がなくても区域指定ができるという根拠」が記載されている行政文書」を求めるものと捉えた。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法律」という。）第4条に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）第2条及び第3条に基づき土砂災害警戒区域等を設定し、法律第7条及び第9条に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を行っている。

土砂災害警戒区域の指定の基準については、施行令第2条において、土砂災害の発生原因となる自然現象が「急傾斜地の崩壊」の場合、傾斜度が30度以上である土地の区域であって、高さが5m以上の土地を対象としている。

基礎調査の具体的な手法について、法律及び施行令等に定めが無い事項については「広島県基礎調査マニュアル（案）急傾斜地編」（平成21年3月。以下「マニュアル」という。）を策定し、土砂災害警戒区域等の設定を行っている。

このマニュアルには、土砂災害防止対策基本指針（平成13年国土交通省告示第1119号。以下「指針」という。）を踏まえ、高さ5m以上の急傾斜地における「危害のおそれのある土地」及び「著しい危害のおそれのある土地」を調査対象とし、想定する土砂災害を表層崩壊とすることも明記している。

審査請求人の主張する「国交省告示第35号三」とは、指針が平成27年1月16日付けで改正された際の告示を指していると思われ、指針の「三 法第7条第1項の土砂災害警戒区域及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項」では、「斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定にあたっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う」と定められており、表層崩壊等の定義に関しては何ら言及されていない。

よって、請求者が求める文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、県に表層崩壊と深層崩壊の定義がないにもかかわらず、土砂災害警戒区域等の指定が可能となった根拠文書の開示を求めたものである。

実施機関は、開示請求の内容を、「「県に表層崩壊と深層崩壊の定義がなくても区域指定ができるという根拠」が記載されている行政文書」を求めるものと捉えた上で、県では法律及び施行令に基づき土砂災害警戒区域等の指定を行っており、また、指針では表層崩壊等の定義に関しては何ら言及されていないため、本件請求文書は作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、広島県が表層崩壊と深層崩壊の定義をしていないとすると、広島県の土砂災害警戒区域等の指定は、国交省告示第35号三の規定に違反し、この違反を隠蔽するために本件請求文書を不開示としたものと推察すると主張しており、本件請求文書は存在する旨主張していると捉えられることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

表層崩壊と深層崩壊の定義がなくても、土砂災害警戒区域等の指定が可能かについて、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (1) 土砂災害警戒区域の指定の基準は、施行令第2条において、「急傾斜地の崩壊」の場合は、「傾斜度が30度以上である土地の区域であって、高さが5m以上」の土地の区域を対象とすることが定められているため、地形を調査し、区域の範囲の設定を行っている。
- (2) また、土砂災害特別警戒区域の指定の基準は、施行令第3条において、「急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動及び堆積の力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る」土地の区域を対象とし、それらの力の大きさについては、国が定める方法により算出した数値とすることが定められており、本県では、この国が定める方法（告示式）及び県内の既往災害資料から定めた最大崩壊深の値を用いてこれらの力の大きさを算出し、区域の範囲の設定を行っている。
- (3) したがって、表層崩壊、深層崩壊の定義がなくても、土砂災害警戒区域等の設定には影響はない。

法律及び施行令について、審査会で確認したところ、県が表層崩壊と深層崩壊について定義付けるものと定めた規定はなく、また、表層崩壊と深層崩壊の定義がなければ、土砂災害警戒区域等の指定はできない旨を定めた規定は見当たらなかった。

また、審査請求人の主張する国交省告示第35号三の規定については、実施機関の主張するとおり、指針が平成27年1月16日付けで改正された際の告示を指していると認められる。

指針について、審査会で確認したところ、指針の「三 法第7条第1項の土砂災害警戒区域及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項」では、「斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定に当たっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う」と定められているのみであり、県が表層崩壊と深層崩壊について定義付けた上で、土砂災害警戒区域の指定を行わなければならない旨の定めはなかった。

これらのことを踏まえると、県において表層崩壊と深層崩壊の定義がなく

ても土砂災害警戒区域等の指定を行うことは、法律及び施行令等に照らし、可能であると認められる。

そうすると、土砂災害警戒区域等の指定に際し、表層崩壊と深層崩壊の定義がなくても土砂災害警戒区域等の指定が可能となる根拠について、県で独自に検討を行い、その根拠について記載した文書を作成又は取得しているものとは認められない。

したがって、県に表層崩壊と深層崩壊の定義がないにもかかわらず、土砂災害警戒区域等の指定が可能となった根拠文書は存在しないとの実施機関の説明には、特段、不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

以上から、実施機関が本件請求文書を不存在としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年3月22日	・ 諮問を受けた。
令和7年4月24日 (令和7年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年5月29日 (令和7年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年6月26日 (令和7年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年7月31日 (令和7年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授